

大牟田市企業競争力強化促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業等の競争力強化を促進し、もって本市の経済の活性化に資することを目的とし、市内の中小企業等が競争力強化のために行う IT 導入、研究開発や工程・品質改善及び専門家活用等の取組みにかかる費用の一部を補助する大牟田市企業競争力強化促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 中小企業等

次の各項のいずれかに該当するものをいう。ただし、ウ及びエは常時雇用する従業員の数が300人以下のものを対象とする。

ア. 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する会社及び個人

イ. 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

ウ. 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する法人

エ. 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する法人

(2) 専門家派遣

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）又は公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下「中小企業振興センター」という。）が行う専門家派遣をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる中小企業等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に事業所を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいること。

(2) 市税の滞納をしていないこと。

(3) その他法令に違反していないこと。

2 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等は、補助金の対象としない。

3

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内で実施する次に掲げる事業とする。ただし、類型 1 及び 2 においては、補助対象経費の合計が 10 万円に満たない事業は対象外とする。

(1) 類型 1

IT 導入による業務の高度化や効率化を通じ、労働生産性の向上、新たなビジネスモデルやサービスの創出、又は社会・地域課題の解決を図る事業

- (2) 類型 2
新技術や新製品の研究開発、工程・品質の改善を行う事業
- (3) 類型 3
中小機構又は中小企業振興センターが行う専門家派遣制度の活用事業

(補助対象経費)

- 第 5 条 補助金の対象となる経費は、別表 1 に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。
- 2 補助金の額及び上限額は、別表 2 に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとする。
 - 3 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助対象期間)

- 第 6 条 補助金の対象となる期間は、交付決定の日から事業開始日の属する年の翌年 1 月末日までとする。ただし、第 4 条に定める類型 3 の事業において、第 7 条の 2 に規定する事前着手届を市長に提出したときは、提出日から事業開始日の属する年の翌年 1 月末日までを対象期間とする。

(交付申請)

- 第 7 条 補助金の交付を申請しようとする者は、第 4 条に定める事業の類型に応じ、次の各号に掲げる書類を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

1 類型 1 及び類型 2

- (1) 様式第 1 号 交付申請書
- (2) 様式第 2 号 事業計画書
- (3) 様式第 3 号 収支予算書
- (4) 様式第 4 号 誓約書
- (5) 様式第 5 号 役員等名簿及び照会承諾書
- (6) 見積書等の経費内訳が分かるもの
- (7) 会社案内等の事業内容が分かるもの
- (8) 市税の滞納のない証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 類型 3

- (1) 様式第 1 号の 2 交付申請書
- (2) 様式第 4 号 誓約書
- (3) 様式第 5 号 役員等名簿及び照会承諾書
- (4) 市税の滞納のない証明書
- (5) 中小機構若しくは中小企業振興センターが行う専門家派遣の決定通知等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(事前着手)

第7条の2 補助金の交付を申請しようとする者が、交付決定前に第4条に定める類型3の事業に事前着手しようとする場合は、事前着手届（様式第1号の3）を提出しなければならない。

(企業競争力強化促進補助事業審査委員会からの意見聴取)

第8条 市長は、第4条に定める類型1及び類型2の事業について、第7条の規定に基づく申請があったときは、補助金交付の決定に際し、大牟田市企業競争力強化促進補助事業審査委員会の意見を聴くものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条に定める申請に係る補助金の交付又は不交付を決定したときは、交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。この場合において市長は、必要があると認めるときは、当該決定に条件をつけることができる。

(補助事業の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該事業の内容又は補助対象経費額が20%以上変更となる場合、補助事業の変更承認申請書（様式第7号）に補助事業の変更収支予算書（様式第8号）を添えて市長に提出し、承認を求めなければならない。ただし、第4条に定める類型3の事業の内容又は補助対象経費額が20%以上変更となる場合は、変更承認申請書（様式第7号の2）を市長に提出し、承認を求めるものとする。

2 市長は、前項に係る申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、その承認について補助事業の変更承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、速やかに補助事業の廃止報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の完了報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、当該補助事業の完了の日から起算して15日を経過する日までに、第4条に定める事業の類型に応じ、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

1 類型1及び類型2

- (1) 事業完了報告書（様式第11号）
- (2) 事業報告書（様式第12号）
- (3) 収支報告書（様式第13号）
- (4) 補助事業に関する領収証等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類（事業の完了、費用の支払いを証する書類や写真等）

2 類型 3

- (1) 事業完了報告書（様式第 11 号の 2）
- (2) 補助事業に関する領収証等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類（事業の完了、費用の支払いを証する書類や写真等）

（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、速やかにその内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、当該完了報告が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 14 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

- 第 14 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに市の指定する請求書により補助金を市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求の日から 30 日以内に補助金を補助事業者へ交付するものとする。

（暴力団等の排除）

第 15 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条の規定にかかわらず、補助金の交付の対象としない。また補助金の交付決定後に次のいずれかに該当すると認める場合は決定を取り消し、この取消しにより補助事業者へ損害が生ずる場合においても、市長はその損害の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。
- (2) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。
- (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (5) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。
- (7) 営業に関し法令上必要な登録、免許又は許可等を受けていない者
- (8) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする事業者
- (9) 性風俗関連特殊営業事業者
- (10) その他市長が適当でないと認める者

（重複受給の禁止）

第 16 条 補助事業者は、補助事業と同一の事業について、各類型間又は他の補助金・助成制度と重複して補助金を受給することはできない。ただし、第 4 条に定める類型 3 の事業については、その限りでない。

(補助金交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助事業の決定を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 補助事業者が法令等に反したとき。
- (6) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(補助金の返還)

第 18 条 前条の場合、市長は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補助金の経理)

第 19 条 補助事業者は、当該補助事業に係る経理の支出を明らかにするため、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第 20 条 市長は、当該補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件等を検査できるものとする。

(財産の管理)

第 21 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業による取得財産等は、補助事業の目的外の使用に供しようとするときは、あらかじめ補助金に係る財産取得等の目的外使用承認申請書（様式第 15 号）を市長に提出し承認を得なければならない。ただし、取得価格が 50 万円未満のものは、この限りではない。
- 3 市長は、前項の承認を行った場合は、補助金に係る取得財産等の目的外使用承認通知書（様式第 16 号）により補助事業者に通知するものとする。
- 4 前項の規定は、補助事業年度の終了後 5 年間適用する。

(実施状況等の報告)

第 22 条 市長は、補助事業の実施に関して必要と認めるときは、次の事項について報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 補助事業の成果
- (2) その他市長が必要と認める事項

(成果の公表)

第 23 条 市長は、補助金の交付決定後、補助事業者の名称、所在地、代表者氏名、事業名その他取組内容及び成果について、企業競争力強化の事例として公表することができる。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 21 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 8 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

類型	経費名	助成対象経費
類型 1	1.機械器具費	①パソコン、タブレット端末（スマートフォンを除く）の購入に要する費用 ②機械装置（車両を除く）、工具器具の購入に要する費用 ※機械器具の導入のみによる事業は認めない。
	2.ソフトウェア費	実施する補助事業に用いるソフトウェア等の購入に要する費用
	3.使用料及び賃借料	①機械器具のレンタル又はリース料（スマートフォン、車両を除く） ②ソフトウェア・クラウドサービス等の使用料（初期費用を含む） ※①、②いずれも補助対象期間分を対象とする。
	4.保守・サポート費	機械器具、ソフトウェアの導入に伴う設定、セキュリティ対策費、マニュアル作成、導入研修に係る費用、その他保守・サポート等に要する費用 ※補助対象期間分を対象とする。
	5.専門家相談費	専門家のアドバイスや指導、コンサルティングを受けるために必要な費用
	6.委託費	補助事業の遂行に必要な業務（調査、試作、制作等）の一部を第三者に委託するために支払われる費用 ※補助対象経費の合計の 2 分の 1 を超える部分の委託費は、対象外とする。
	7.施設整備費	当該補助事業の遂行において、一体的に整備される施設の整備に要する費用
	8.その他経費	①事業実施に必要な文献等 ②事業実施に必要な消耗品費 上記以外で市長が特に必要と認める費用
類型 2	1.機械器具費	①開発、改善を進める上で必要な機械装置、分析装置(測定、分析、解析、評価等を行う装置)及び工具・器具を借上(リース)した場合に支払われる費用 ※補助対象期間分を対象とする。 ②開発、改善を進める上で必要な機械装置、分析装置(測定、分析、解析、評価等を行う装置)及び工具・器具の購入、製作、改良に要する費用

		※開発、改善に寄与しない単なる機械装置、工具・器具等の購入や更新は認めない。
	2.謝金	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金
	3.旅費	①アドバイスを受ける専門家を招聘するのに要する交通費 ②試験研究機関等との試験実施などのために要する交通費 ③販路拡大調査のために要する交通費
	4.原材料費	研究開発による新商品完成に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する費用
	5.委託費	補助事業の遂行に必要な業務（調査、試作、制作等）の一部を第三者に委託するために支払われる費用 ※補助対象経費の合計の2分の1を超える部分の委託費は、対象外とする。
	6.技術指導費	外部からの技術指導を受ける場合、技術提供先に支払われる費用
	7.産業財産権導入費	他者が所有する産業財産権の導入に要する費用 ※自社の特許等の出願・登録手続に要する費用は認めない。
	8.会議費	①事業実施のための検討を行うための会議費、会場使用料 ②販路拡大のために展示会や見本市等に出品する際の新商品の普及・宣伝・広告に要する費用
	9.その他経費	①事業実施に必要な文献等 ②事業実施に必要な消耗品費 上記以外で市長が特に必要と認める費用
類型3	専門家派遣費用	専門家の派遣に要した費用で、補助対象者が中小機構若しくは福岡県中小企業振興センターに対し直接支払う費用

別表 2 (第 5 条関係)

類型	補助金の額	補助金の上限額
類型 1・2	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額	100 万円
類型 3		50 万円